

## コミュニティ助成で 地域コミュニティ活動の充実と 地域活性化！

「コミュニティ助成事業」は、宝くじの社会貢献広報事業として、宝くじの受託事業収入を財源に実施するもので、地域社会の健全な発展と社会福祉に寄与するための事業です。

「粟生津自治会」は、コミュニティ活動の活性化のため、塞の神や粟生津まつりなどで使用するテントや、子ども用の浴衣等を整備し、整備した備品を収納するための屋外物置を設置しました。

宝くじの助成金によるコミュニティ活動備品などの整備で、今後も更なる地域活動の充実が期待できます。

☎ 地域振興課 協働推進係 ☎ 0256・77・8361



▲子ども用の浴衣

▲屋外物置

テント▶

## 看護職員修学資金の申請について

対 次のすべてに該当する人

- ①看護師等学校や養成所に入学または在学する人
- ②本人またはその保護者などが燕市に住んでいる人
- ③経済的理由により就学が困難な人
- ④学業成績が優秀な人
- ⑤将来県央医療圏で看護職員の業務に従事しようとする人

■貸与額 月額5万円・4万円・3万円から選択

■受付期間 2月21日(月)～4月1日(金)

■申請書類 学校教育課(市役所3階18番窓口)に用意してあります。

■返還免除 次のすべてに該当する人

- ①看護師等学校や養成所を卒業後、看護職員の免許を取得した人
- ②資格取得後、直ちに指定医療機関(県央基幹病院・新潟県立吉田病院・新潟県立燕労災病院)において、当該免許を活かした業務に5年間継続して従事した人  
※新潟県が実施している看護職員臨時就学資金制度と併給が可能。上記返還免除に該当する場合、県・市ともに全額が返還免除となります。

他◎ほかの奨学金との併用も可能です。

- ◎連帯保証人を2人設定していただきます。1人は保護者、もう1人は市内に住所を有し、生計を別にする65歳未満の人(該当する人がいない場合は要相談)
- ◎審査基準(収入・成績)により審査会を経て、貸付の可否を決定します。

☎ 健康づくり課 健康推進係 ☎ 0256・77・8182

## 就学援助制度をご利用ください

市では、小・中学校でかかる費用の一部を援助する就学援助制度を設けています。

■対象家庭 次のいずれかに該当し、教育委員会が認定した家庭

- ①生活保護を受けている、または停止あるいは廃止され、依然生活が困難である
- ②市民税が非課税、あるいは市民税、事業税、固定資産税、国民年金の保険料、国民健康保険税のいずれかが減免されている
- ③児童扶養手当の支給を受けている、または生活福祉資金の貸付を受けている
- ④上記以外で経済的に困っている

■援助の内容 学用品費、通学用品費、学校給食費、校外活動費、修学旅行費、医療費(むし歯、結膜炎、中耳炎など指定された疾病)など、就学に必要な経費の一部

■支給時期 7月・12月・3月(年3回に分けて支給)

■申請方法 各学校を通じて配布した申請案内をご確認のうえ、添付書類を添えて期限までに学校へ提出してください。

### 新入学学用品費を 入学前に支給します！

就学に必要な経費のうち、「新入学児童生徒学用品費」を入学前の令和4年3月に支給します。

■支給対象

- ①令和4年度小学校入学予定者の保護者
- ②令和4年度中学校入学予定者で、現在就学援助の認定を受けている児童の保護者

■申請方法などの詳細

各小学校・幼稚園・保育園・こども園を通じて配布したお知らせをご覧ください。

☎ 学校教育課 学事保健係 ☎ 0256・77・8211

## 燕市奨学金を ご利用ください

対 次のすべてに該当する人

- ①高校など【中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(高等部)含む]、高等専門学校、大学、短期大学や専修学校に進学または在学する人
- ②修学の意欲が旺盛で、将来卒業する力を持ち、保護者が市内に住んでいる人
- ③経済的理由で、就学が困難な人
- ④大学・短期大学の学生または専修学校の生徒にあっては、優秀な成績を収めている人

■貸与額 金額は選択することができます。

区分	貸与額(月額)
高校など	2万5千円または2万円
高等専門学校	月額3万円または2万円
大学、短期大学、専修学校	月額4万円、3万円、2万円のいずれか

■受付期間 2月21日(月)～4月1日(金)

■申請書類 学校教育課(市役所3階18番窓口)に用意してあります。

他◎ほかの奨学金との併用も可能です。

- ◎連帯保証人を2人設定していただきます。1人は保護者、もう1人は市内に住所を有し、生計を別にする65歳未満の人(該当する人がいない場合は要相談)。
- ◎審査基準(収入・成績)により審査会を経て、貸付の可否を決定します。

☎ 学校教育課 指導係 ☎ 0256・77・8191



燕市奨学金のページ▶



燕市  
農業委員会からの  
お知らせ  
R4.2.1  
No.49

☎ 農業委員会事務局  
☎ 0256・77・8251

### ◆農地中間管理機構を活用しましょう◆

農地を貸したい人から農地を借り受け、農地を必要とする人に転貸する農地中間管理機構を活用しましょう。

農地中間管理機構は公的機関なので安心です。賃料の支払いや契約事務がスムーズにできます。相続税や贈与税の納税猶予を受けている場合、所定の手続きにより納税猶予が継続されます。

また、要件を満たせば機構集積協力金の交付、固定資産税の軽減措置が受けられます。

### ◆市長へ意見書を提出◆

「農地等の利用の最適化の推進」を図るため、11月25日に和田会長ほか役員3人が市長に「意見書」を提出しました。遊休農地の発生防止・解消に向けた取り組みや「人・農地プラン」の実質化を推進するとともに、農地中間管理機構の活用推進や、担い手が誇りとやりがいをもって取り組めるよう予算措置や仕組みづくりを要請しました。



**弁護士による  
無料法律相談会**

労働に関するさまざまな悩み事について、社会保険労務士や労働相談所職員が相談をお受けします。相談は無料で、秘密は固く守られます。

☎ 2月19日(土) 午後1時～4時30分 ■相談方法 面談、電話またはオンライン形式(Zoom) ※面談、オンライン相談は要予約

☎ 長岡地域振興局(長岡市沖田二丁目173-2) 他平日(月～金曜日) 午前9時～午後5時、面談または電話による労働相談を行っています(祝日・年末年始は除く)。

☎ 新潟県長岡労働相談所 ☎ 0258・37・6110(労働相談専用ダイヤル)

**休日労働相談会  
(長岡会場)**

☎ 2月17日(木) 午後1時30分～4時 ☎ 燕商工会議所

■相談時間 30分 ※要予約

☎ 燕商工会議所 経営支援課 ☎ 0256・63・4116